平成２６年（フ）第２５０号
静岡県富士宮市舞々木町577番地
債務者　鈴木　梨沙
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１８１号
三重県津市緑が丘２丁目３番地11
債務者　栗田工業こと　栗田　裕司
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４２号
三重県四日市市南いかるが町18番13号
債務者　藤谷　宏美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
三重県四日市市大池町61番地、住民票上の住所三重県桑名市参宮通21番地
債務者　内藤　友晴
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５号
三重県四日市市小林町3018番地11
債務者　岡田はるみ
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９号
三重県桑名市大字和泉652番地１　アルモニーメゾンⅡ棟102号、前住所三重県桑名市大字福島字矢田野969番地１　スペリア桑名一番館96
債務者　天羽　吉春
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
三重県いなべ市大安町大井田2328番地１　Ｃａｓａ　Ｄｕｏ　ｎｏｒｔｈ205号
債務者　池宮城成人
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
三重県四日市市前田町14番20号　菜の花苑、前住所愛知県春日井市高森台10丁目１番地１104号棟302号室
債務者　永江康章子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
京都府宇治市菟道谷下り８番地の１　パデシオン宇治三室戸Ⅱ番館604号
債務者　宮本貴美子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
広島県尾道市向島町9054番地１
債務者　村上　梅子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第８０号
広島県三原市東町３丁目３番３号
債務者　藤田　幸江（旧姓田頭）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第８２号
広島県尾道市因島重井町5226番地
債務者　箱崎　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１号
広島県尾道市向島町5613番地33
債務者　檀上　清伸
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第３５２号
愛媛県伊予市上吾川甲1187番地２、住民票上の住所愛媛県伊予市上吾川1046番地
債務者　三原久美子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５８号
愛媛県松山市姫原２丁目６番13号
債務者　續木　敬子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
愛媛県松山市道後姫塚乙37番地４　第85杉フラット401号
債務者　小林　京子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
愛媛県東温市見奈良350番地２
債務者　小櫃　聖子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
松山地方裁判所民事部